

(13) 地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度） 該当なし

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

一般職			研究職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
369,365円	467,222円	43.4歳	353,685円	439,236円	41.2歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	166,796円	県の規定に準じる。 行政職給料表1級25号（2%カット）
	高校卒	135,632円	県の規定に準じる。 行政職給料表1級5号（2%カット）
研究職	大学院博士課程卒	222,130円	県の規定に準じる。 研究職給料表1級53号（3%カット）
	大学院修士課程卒	193,746円	県の規定に準じる。 研究職給料表1級37号（2%カット）
	大学卒	171,304円	県の規定に準じる。 研究職給料表1級25号（2%カット）

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
一般職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
研究職	大学卒	296,480 円	358,706 円	- 円	426,897 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況
(平成18年度) 該当なし

6 職員手当の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	内 容	
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準じる)	(支給割合)	
	区分	期末手当
	6月期	1.3月分 (1.1)
	12月期	1.5月分 (1.3)
	計	2.8月分 (2.4)
	(注) ()内の数値は、特定幹部職員の支給割合です。 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有 (平成18年度実績) 該当なし	
退職手当 (県の規定に 準じる)	(支給率)	
	区分	自己都合
	勤続20年	23.5月分
	勤続25年	33.5月分
	勤続35年	47.5月分
	勤続40年	53.5月分
	(その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算 (平成18年度実績) 該当なし	
時間外勤務 手当 (県の規定に 準じる)	(平成18年度実績) 該当なし	
区 分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
管理職手当 (県の規定に 準じる)	一定の管理ま たは監督の地 位にある職員	一般職 7級 3種 68,676円 研究職 4級 3種 69,549円 4級 4種 60,819円
		(平成18年度実績) 該当なし
扶養手当	扶養親族とし て配偶者、子 等を有する職 員	ア 配偶者 12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族 6,000円

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
(県の規定に準じる)		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成18年度実績) 該当なし	
住居手当 (県の規定に準じる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成18年度実績) 該当なし	
通勤手当 (県の規定に準じる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
		(平成18年度実績) 該当なし	

区 分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
単身赴任手当 (県の規定に準じる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 23,000円 + 加算額 [加算額] 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。
		(平成18年度実績) 該当なし
放射線取扱手当 (県の規定に準じる)	放射線を金属に対して照射する作業を行う職員	月額 5,500円 (1か月間に外部放射線を被曝し、その時以降線量が100マイクロシーベルト以上であった場合)
		(平成18年度実績) 該当なし
有害物等取扱手当 (県の規定に準じる)	毒物及び劇物等を取り扱う職員	職員が業務に従事した日1日につき 300円
		(平成18年度実績) 該当なし

7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	877,850 円	なし	下記のとおり業績給を支給
理 事	661,540		
非 常 勤 理 事	161,990	なし	
非 常 勤 監 事	1日につき30,000円		

理事長及び理事の業績給

評価委員会による法人の業績評価結果、個人評価、経歴等を反映した業績給を6月期及び12月期に支給する。